

## 石川町部活動地域移行推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 石川町立中学校(以下「中学校」という。)の生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と中学校における働き方改革の実現を図る観点から、中学校における休日の部活動(以下「休日の部活動」という。)の段階的な地域移行に向けた課題に総合的に取り組むため、石川町部活動地域移行推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、休日の部活動の段階的な地域移行に係る次に掲げる事項を検討し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 休日の部活動の地域移行に係る仕組みづくりに関すること。
- (2) 地域部活動(教職員の勤務を要しない日において地域の活動として行われる部活動をいう。)の運営方法等に関すること。
- (3) 生徒・保護者及び教職員への調査に関すること。
- (4) 教職員の負担軽減に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、休日の部活動の段階的な地域移行に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局及び庶務)

第7条 推進協議会の事務局は教育委員会に置き、必要な庶務を処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は公布の日から施行し、令和5年6月1日から適用する。  
(会議の招集の特例)
- 2 この要綱の施行後最初の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が行う。

附 則

- 1 この要綱は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

学識経験者
石川町体育協会の代表
石川町スポーツ少年団の代表
石川町文化協会の代表
石川町立石川中学校の校長及び教諭
石川町立石川中学校の児童生徒の保護者の代表
石川町教育委員会の職員
その他教育委員会が必要と認める者